

公開買付説明書の訂正事項分

2025年2月

MBFアクセラレーション株式会社
(対象者：ベースフード株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	MBFアクセラレーション株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号パシフィックセンチュリープレイス丸の内
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビル 狛グローカル法律事務所
【電話番号】	03-6550-8833
【事務連絡者氏名】	弁護士 山中 真人
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、MBFアクセラレーション株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、ベースフード株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものです。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

公開買付者が2025年2月18日付で提出した公開買付届出書につきまして、記載事項及び添付書類である公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の9第3項及び府令第24条第5項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要 (a) 及び(e)

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者及び公開買付者株主が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに対象者の意思決定の過程

(d) 公開買付者株主による対象者株式への投資の開始

(e) 公開買付者株主・公開買付者と対象者との協議

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(3) 買付予定の株券等の数 並びに

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

II 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(a)

(訂正前)

(前略)

33.19%の保有割合(注2)(所有割合(注3)は34.05%)を有しております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

33.19%の保有割合(注2)(所有割合(注3)は34.04%)を有しております。

(後略)

(訂正前)

(前略)

(注3) 「所有割合」とは、対象者の株主の議決権総数に対する公開買付者及び／又は公開買付者株主の所有議決権数の比率をいいます。対象者決算短信に記載された2024年11月30日現在の期末発行済株式数54,320,100株から期末自己株式数1,358,000株を除き、さらに、対象者の2024年10月15日提出の2025年2月期半期報告書(以下「2025年2月期半期報告書」といいます。)に記載の単元未満株式18,100株を除いた株数52,944,000株に係る議決権数(529,440個)に対する割合をいいます。なお、所有割合の計算において、対象者の新株予約権の権利行使により発行される株式数については発行済株式総数に含めておりません。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(注3) 「所有割合」とは、対象者の株主の議決権総数に対する公開買付者及び／又は公開買付者株主の所有議決権数の比率をいいます。対象者決算短信に記載された2024年11月30日現在の期末発行済株式数54,320,100株から期末自己株式数1,358,000株を除いた株数52,962,100株に係る議決権数(529,621個)に対する割合をいいます。なお、所有割合の計算において、対象者の新株予約権の権利行使により発行される株式数については発行済株式総数に含めておりません。

(後略)

(e)

(訂正前)

(前略)

株券等所有割合(3分の2未満)である41.02%(保有割合において39.99%)としております。なお、買付株数の上限は3,690,000株とし、所有割合にして6.97%(保有割合において6.79%)であり、上限まで買い付けた場合の公開買付者及び特別関係者である公開買付者株主の合計の所有株式数は21,720,000株(議決権は217,200個)となり、対象者の発行済株式総数54,320,100株に対する保有割合は39.99%で、対象者の議決権総数529,440個に対する株券等所有割合は41.02%です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

株券等所有割合(3分の2未満)である41.01%(保有割合において39.99%)としております。なお、買付株数の上限は3,690,000株とし、所有割合にして6.97%(保有割合において6.79%)であり、上限まで買い付けた場合の公開買付者及び特別関係者である公開買付者株主の合計の所有株式数は21,720,000株(議決権は217,200個)となり、対象者の発行済株式総数54,320,100株に対する保有割合は39.99%で、対象者の議決権総数529,621個に対する株券等所有割合は41.01%です。

(後略)

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者及び公開買付者株主が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに対象者の意思決定の過程

(d) 公開買付者株主による対象者株式への投資の開始

(訂正前)

公開買付者株主は、2024年10月16日に対象者株式への投資を開始いたしました。

公開買付者株主は、信用取引による市場取引(取引所取引)により、本書提出日現在で33.19%の保有割合(所有割合：34.05%)まで対象者株式を買い付けましたが、それ以上の買付けについては、流動性が低いことから、買付けが進みにくい状況となりました。

(後略)

(訂正後)

公開買付者株主は、2024年10月16日に対象者株式への投資を開始いたしました。

公開買付者株主は、信用取引による市場取引(取引所取引)により、本書提出日現在で33.19%の保有割合(所有割合：34.04%)まで対象者株式を買い付けましたが、それ以上の買付けについては、流動性が低いことから、買付けが進みにくい状況となりました。

(後略)

(e) 公開買付者株主・公開買付者と対象者との協議

(訂正前)

(前略)

2025年1月11日に、対象者の代表取締役(橋本舜)と公開買付者株主本人(両名とも、対象者の大株主であり、所有割合にして前者は33.42%で第2位株主、後者は34.05%で筆頭株主です。(保有割合では、前者は32.57%、後者は33.19%です。))がWEBで面談を行い、

(後略)

(訂正後)

(前略)

2025年1月11日に、対象者の代表取締役(橋本舜)と公開買付者株主本人(両名とも、対象者の大株主であり、所有割合にして前者は33.40%で第2位株主、後者は34.04%で筆頭株主です。(保有割合では、前者は32.57%、後者は33.19%です。))がWEBで面談を行い、

(後略)

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(3) 【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

(前略)

(注3) 単元未満株式は、本公開買付けの対象としておりません。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(注3) 単元未満株式も、本公開買付けの対象としております。

(後略)

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	36,900
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月18日現在)(個)(d)	0
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月18日現在)(個)(g)	180,300
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2024年11月30日現在)(個)(j)	<u>529,440</u>
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	6.97
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	<u>41.02</u>

(中略)

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年11月30日現在)(個)(j)」は、対象者決算短信に記載された数値です。本公開買付けにおいては单元未満株式(自己株式を含みます。)については本公開買付けの対象としていないため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載の期末発行済株式数54,320,100株から期末自己株式数1,358,000株を除き、さらに2025年2月期半期報告書に記載の单元未満株式18,100株を除いた株数52,944,000株に係る議決権数529,440個を分母として計算しております。

(後略)

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	36,900
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月18日現在)(個)(d)	0
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月18日現在)(個)(g)	180,300
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2024年11月30日現在)(個)(j)	<u>529,621</u>
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	6.97
買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	<u>41.01</u>

(中略)

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年11月30日現在)(個)(j)」は、対象者決算短信に記載された数値です。「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載の期末発行済株式数54,320,100株から期末自己株式数1,358,000株を除いた株数52,962,100株に係る議決権数(529,621個)を分母として計算しております。

(後略)

II 公開買付届出書の添付書類

1. 公開買付けの目的

(訂正前)

公開買付者は、牧寛之(個人)が発行済株式(普通株式10株)の全てを所有する株式会社(取締役会非設置、監査役非設置)であり、本公開買付けのために2025年1月31日に設立されました。公開買付者の特別関係者である牧寛之(以下「公開買付者株主」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)グロース市場(以下「東証グロース市場」といいます。)に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)に関し、本書提出日現在、筆頭株主として、企業買収等の際に生ずる買収価格や価値の上乗せが得られるいわゆる支配権プレミアム(注1)を享受することを目的として33.19%の保有割合(注2)(所有割合(注3)は34.05%)を有しております。本日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておらず、保有もしていません。

(中略)

(注3) 「所有割合」とは、対象者の株主の議決権総数に対する公開買付者及び／又は公開買付者株主の所有議決権数の比率をいいます。対象者決算短信に記載された2024年11月30日現在の期末発行済株式数54,320,100株から期末自己株式数1,358,000株を除き、さらに対象者が2024年10月15日に提出した2025年2月期半期報告書に記載の単元未満株式18,100株を除いた株数52,944,000株に係る議決権数(529,440個)に対する割合をいいます。なお、所有割合の計算において、対象者の新株予約権の権利行使により発行される株式数については発行済株式総数に含めておりません。

(後略)

(訂正後)

公開買付者は、牧寛之(個人)が発行済株式(普通株式10株)の全てを所有する株式会社(取締役会非設置、監査役非設置)であり、本公開買付けのために2025年1月31日に設立されました。公開買付者の特別関係者である牧寛之(以下「公開買付者株主」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)グロース市場(以下「東証グロース市場」といいます。)に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)に関し、本書提出日現在、筆頭株主として、企業買収等の際に生ずる買収価格や価値の上乗せが得られるいわゆる支配権プレミアム(注1)を享受することを目的として33.19%の保有割合(注2)(所有割合(注3)は34.04%)を有しております。本日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておらず、保有もしていません。

(中略)

(注3) 「所有割合」とは、対象者の株主の議決権総数に対する公開買付者及び／又は公開買付者株主の所有議決権数の比率をいいます。対象者決算短信に記載された2024年11月30日現在の期末発行済株式数54,320,100株から期末自己株式数1,358,000株を除いた株数52,962,100株に係る議決権数(529,621個)に対する割合をいいます。なお、所有割合の計算において、対象者の新株予約権の権利行使により発行される株式数については発行済株式総数に含めておりません。

(後略)

2. 公開買付けの内容

(5) 買付予定の株券等の数

(訂正前)

(前略)

(注3) 単元未満株式については、本公開買付けの対象としておりません。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

(後略)

以上